

●申請について

1	Q: 事業の終了・支払いの完了・実績報告の提出はいつまでに行えばよいですか。	A: 区への実績報告期限が令和9年3月5日(金)となります。事業の終了、支払いの終了、実績報告書の提出までを令和9年3月5日(金)までに全て行ってください。 ※支払いは、令和9年3月5日(金)までに口座引き落としまでを行う必要があります。(クレジットカード・デビットカード等によるお支払いの際には、ご注意ください)
2	Q: 求人広告費と企業(採用)説明会への出展料の両方を申請することはできますか。	A: 両方の申請は可能です。なお、補助上限額は両方合わせて計40万円となります。 ※この場合、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定された企業の補助上限額は50万円となります。

●人材紹介会社への手数料について

1	Q: 令和8年4月以前に人材会社と契約して採用活動を始め、この度採用が決定しました。申請してもいいですか。	A: 内定時期(成功報酬発生時期)が令和8年4月1日(水)以降の日付で、採用人材の入社前であれば、申請できます。
2	Q: 採用人材の入社が令和9年3月5日(金)以降になってしまう場合、補助対象となりますか。	A: 採用および入社・人材紹介会社への支払い・実績報告書の提出を令和9年3月5日(金)までに行っていただく必要があるため、対象外となります。
3	Q: 人材紹介会社への手数料(成功報酬)とは。	A: 人材紹介事業者を利用し雇用に至った際に、人材紹介会社が定める採用人材の年収に対する一定割合の成功報酬を指します。(想定年収の●%)

●求人掲載について

1	Q: 区から交付決定を受ける前から求人広告掲載を開始していましたが、対象になりますか。	A: 対象外です。区の交付決定後に新たに掲載を始める掲載が対象となります。交付決定まで2週間~1か月程度かかりますので、余裕をもって申請してください。
2	Q: 交付申請時の予定期間を超えて求人掲載を実施しましたが、超えた分は補助対象となりますか。	交付申請期間内での求人掲載をお願いします。また、令和9年3月5日(金)を超える期間分については対象外です。
3	Q: 求人広告で採用者が決定したので、運営会社に成功報酬を払うのですが、補助金の対象になりますか?	求人広告掲載における成功報酬(運営会社への手数料)については対象外です。
4	Q: 補助金とは関係ないものとあわせて請求があり、支払った場合に提出する書類は?	振込・クレジットともに、合算して支払ったすべての請求書やクレジットカード利用明細、支払完了が確認できる書類の提出が必要です。

●採用説明会の出展料等について

1	Q: 出展予定の説明会の費用をすでに支払っているのですが、申請は可能でしょうか。	A: 支払済であっても、区の交付決定後に出席するのであれば問題ありません。
2	【対象経費】 説明会出展料、ブース位置指定料、当日の座談会開催料、個別相談会開催料、ブース装飾費用、スカウト(ダイレクト)メール	【対象外経費】 説明会以外の用途で出展後も使用できる備品購入費、輸送費、人件費、旅費、パンフレット及びチラシの印刷費や販促品(自社名の記載のある配布品等)の作成費